

# 観光施設指定管理者募集要項

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）に基づき、公の施設である生活歴史館、シネマのバラード、センターハウスの管理運営を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者の募集を行います。

## 1 施設の概要及び特記事項

(1) 施設の概要については別紙資料をご参照ください。

(2) 特記事項

ア 指定管理の決定（6月中下旬頃）以降可能な限り早期の開設に努めるとともに、開設までの間においても施設の保全に必要な管理を行うこと。

イ 施設及び付帯設備については現状有姿での引渡しとなります。

## 2 申込資格

(1) 団体であること（法人格の有無は問わない。）。

(2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により夕張市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法第244条の2第1項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 指定管理者の指定を管理の委託契約とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

カ 夕張市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

キ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者

## 3 申込書類（原則、A4で統一してください。再応募する場合は（2）申込書類は提出不要であります。）

(1) 申込書（様式第1号）

(2) 申込資格を有していることを証する書類

申込資格		書類の内容
2 (1)	法人の場合	・ 法人登記簿の謄本
	非法人の場合	・ 団体の規約及び構成員名簿
2 (2) ア及びイ	法人の場合	不要
	非法人の場合	・ 代表者の身分証明書
2 (2) ウ・エ・オ		・ 2 (2) ウ・エ・オに該当しない旨の申立書（様式第2号）

2 (2) カ	夕張市税	納税義務がある場合	・納税証明書（指名願用で、この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書（様式第2号）
	消費税及び 地方消費税	納税義務がある場合	・納税証明書（この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書（様式第2号）

(3) 管理を行う公の施設の事業計画書（以下の点について盛り込んだものを作成すること。）

ア 施設の管理に係る基本方針、事業目標等（他施設と連動した計画等）

イ 指定期間内の年度ごとの業務計画書

ウ 施設の保守・補修計画書

エ 業務の具体的な実施要領（維持管理業務計画、防災・安全管理計画、利用者受入れ業務計画、利用促進計画、再委託の予定、夕張市内の企業等の活用計画等）

オ 人員体制（職員配置計画、職員採用計画、勤務形態、勤務条件、夕張市民の雇用計画、人材育成・研修計画等）

(4) 管理に係る収支計画書

(5) 団体の経営状況等を説明する書類（申請日の属する事業年度の前3事業年度分。ただし、新たに設立する法人又は、設立初年度の法人にあっては、収支予算書又は、これに準じる書類とする。）

ア 収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類

イ 貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類

ウ 事業報告書又はこれらに相当する書類

(6) 団体の活動内容等を記載した書類

ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに相当する書類

イ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

ウ 類似の事業（官公庁から委託を受けた事業等）の活動実績に関する書類

#### 4 選定基準

審査及び選定は、次の方法により実施します。

(1) 申請資格等審査（申請の形式的要件に係る審査）

申請書類を受理した全ての団体を対象として、本公募要項2 申込資格の(1)、(2)のア～キまでに定める資格等の要件に適合しているかどうかについて、事前審査を行い、その結果を選定委員会に報告します。

選定委員会は報告された事前審査の結果に基づき審査し、申請の形式的要件に適合しないと判断された団体は失格となります。

(2) 必須項目審査

選定委員会は、失格者を除く全ての申請者を対象として、指定管理者の候補者として必要最低限の水準に達しているかどうかを審査するため、次のアからオに定める選定基準の「必須審査項目」ごとに適合状況を審査します。

必須審査項目を一つでも満たしていないと判断された申請者は、選定対象外となります。

### 必須審査項目

- ア 施設の利用条件が、住民の利用を不当に拒否し、又は制限するものでないこと。
- イ 設置条例の趣旨及び規定に違反していないこと。
- ウ 団体の目的等が、公序良俗に反しないものであること。
- エ 業務計画と収支計画が整合していること。

### (3) 加点項目審査

選定委員会は、(2)の必須項目審査の結果、選定対象とされた申請者を対象として、業務計画等の達成水準を相対的に評価するため、次に定める選定基準の「加点項目審査」に基づき審査し、得点化した上で、得点が最も高い申請者を最適な候補者として決定します。

### 加点項目審査

- ア 市民の平等な利用が確保されること。(各5点)
    - ① 公の施設としての市民の平等な利用を前提とした運営方針となっているか
    - ② 幼児、身障者、高齢者への配慮に関する提案がなされているか
  - イ 管理業務の内容が、施設の効用を発揮し、利用者の利便性が高められていること(各5点)
    - ① 施設の管理運営の基本方針が、施設の設置目的に合致しているか
    - ② 清掃、警備、保守点検業務など、施設の維持管理業務計画が適切であるか
    - ③ 施設の日常の防災・安全管理計画及び非常時の対応体制が適切であるか
    - ④ 豊富で良好な類似業務の実績があるか
  - ウ 管理業務の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。(各5点)
    - ① 団体の財務状況が健全かつ団体の十分な資金力が確認できるか
    - ② 専門的な知識を必要とする業務への人員配置、利用者の安全確保、充実したサービスの実施に配慮した職員配置計画となっているか
    - ③ 配置職員の人材育成・研修計画が適切か
  - エ 管理に係る収支計画書の内容が適正であること。(各5点)
    - ① 施設の管理費用が適正か。
    - ② 目標収入額を達成するための具体的かつ効果的な利用促進方策が提案されているか。
    - ③ 修繕や改修等の施設維持に必要な経費が、適正に計上されているか。
  - オ 地域や施設の実情を踏まえ、経済波及効果や雇用による地域貢献が期待できること。  
(各10点)
    - ① 夕張市内の関連施設との協力、連携体制の確保や地域のニーズ把握と対応が期待できるか。
    - ② 安定した雇用により、夕張市内での雇用及び、居住の確保が期待できるか。
    - ③ 収支計画に、夕張市に支払う適正な使用料や売上等が計上されているか。
    - ④ 1(2)の特記事項を含め、現状の施設整備の迅速かつ円滑な維持管理が適正に行えるか。
- ### (4) ヒアリング等

選定委員会は、必須項目審査及び加点項目審査を行うに当たり、失格者を除く申請者に対し、ヒアリング等を実施することがあります。ヒアリング日時は6月9日を予定しておりますが、正式に決定次第、対象者に別途連絡します。

## 5 管理の基準

(1) 利用の承認について

施設の利用の承認は、夕張市観光施設設置条例に定めるところにより行うこととします。

(2) 利用の制限に関する事項

条例の規定により、施設の利用を拒むことができます。

(3) 夕張市個人情報保護条例の適用について

指定管理者には、夕張市個人情報保護条例（平成14年条例第9号）により、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関しては、夕張市と同等の責務（収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機処理の制限、電子計算機結合の制限等）が課せられるほか、後日、夕張市と締結する協定において、夕張市から利用者に関する個人情報の開示の要求等があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

(4) 夕張市情報公開条例の適用について

指定管理者には、夕張市情報公開条例（平成11年条例第7号）により、情報公開の努力義務が課せられるほか、後日、夕張市と締結する協定において、夕張市から管理業務に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

(5) 夕張市行政手続条例の適用について

指定管理者は夕張市行政手続条例（平成9年条例第35号）により、使用承認は同条例の定めに従って行うこととなります。

(6) その他

ア 管理業務を行うに当たっては、関係法令、条例、規則等の規定を遵守してください。

イ 指定管理者は、施設の管理運営に関する業務の全部又は一部について第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、清掃、警備、除雪・排雪、消防用設備の保守等の管理運営業務の目的を損なわない業務についてはこの限りではありません。

ウ 管理業務を行うに当たり、再委託、物品の調達等を行う場合は、夕張市内の企業等の積極的な活用に努めてください。

エ 指定管理者指定以前において、既に利用の申込があった利用者については、現在の受託事業者から引き継いでください。

## 6 業務内容

指定管理者の行う主な業務は下記のとおりとし、業務の詳細は、別紙「観光施設指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」といいます。）のとおりとします。

(1) 施設の維持管理に関する業務

(2) 施設における事業の計画及び実施に関する業務

(3) 施設の利用承認等に関する業務

(4) 上記業務に付随する事業

(5) その他指定管理者が必要とする自主事業（指定管理者は、自らの提案に基づいた自主事業を市長の承認を得て行うことができます。）

## 7 利用料に関する事項

(1) 利用料金制度

夕張市観光施設においては、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用するため、指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。

利用料金は、条例に定められた料金の範囲内で変更できるほか、その料金を基準として、新しい区分での料金や他の観光施設とのセット料金、特別企画料金等の設定することができます。

(2) 減免

指定管理者は、条例の規定により利用料金を減額し、若しくは免除することができます。

## 8 管理運営に要する経費

(1) 管理経費の支払について

施設の管理運営に関する一切の費用（指定管理者の交代に伴う引継ぎ、研修等の実施を含む。）は、利用料金及び施設の運営に伴うその他の収入をもって充てるものとし、夕張市からの委託料の支払はありません。

(2) 修繕・改修等の実施について

ア 管理施設のすべての小規模修繕、改修等に係る費用については、指定管理者の負担とします。

イ 修繕、改修等により生じた更新施設等は、すべて夕張市に帰属するものとします。

(3) 施設の大規模な修繕・改修等の実施について

指定管理者は、施設を管理運営する上で、施設の大規模な修繕、改修、改造、増設、増築等が必要な場合には、市長の承認を得て、次の条件で実施することができます。

ア 管理施設のすべての修繕、改修、改造、増設、増築等に係る費用については、指定管理者の負担とします。

イ 修繕、改修、改造、増設、増築等により生じた更新施設等は、原則として指定管理者に帰属するものとしませんが、指定期間の満了の際は、すべての更新施設等は夕張市に無償で引き継ぐこととします。

ウ 理由の如何によらず、指定管理者の指定が解除された場合に、修繕、改修、改造、増設、増築等にかかった費用を市に請求することはできません。

(4) 備品

ア 夕張市が備え付けている備品は、指定管理者に無償で貸与します。また、経年劣化等による備品の更新にかかる費用及び指定管理者の責任により滅失し、又は毀損した備品の補充にかかる費用については、指定管理者が負担することとします。

なお、指定管理者の負担により、備品を補充した場合、また、指定管理者の負担により、調達し、本管理業務に供した場合は、その備品は夕張市に帰属するものとします。（指定期間の満了の際は、備品を夕張市に引き継ぐこととします。）

イ 上記以外の物品で、指定管理者が必要とするものは、指定管理者の負担で調達していただきます。なお、調達した物品については、原則として指定管理者に帰属するものとします。

(5) 事故・火災等

ア 地震・台風等の天災により事故・火災等が発生した場合、当該事故等の処理に要する費用については、指定管理者の負担とします。ただし、施設の損害額が大きく、施設を継続する経済的なメリットがないと指定管理者が判断する場合には、指定管理者は、当該事故等の処理に要する費用を負担することなく、市に対して指定管理者の指定取消を申し出るこ

とができます。

イ 夕張市が加入する、施設建物総合損害共済の保険料を負担していただきます。

ウ 指定管理者の故意又は過失により、夕張市又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償費用は、指定管理者の負担とします。

エ 指定期間中の物価変動、金利変動、税制改正その他の法令改正等に伴う経費の増加等は、指定管理者の負担とします。

(6) 税について

指定管理者は、会社等の法人に係る市民税、事業を行う者に係る事業所税、指定管理者が設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる場合があります。

(7) その他の事項については、別に締結する協定に定めるところによります。

(8) 夕張市と指定管理者のリスク分担については、次のリスク分担表をご参照ください。この表に定める事項で疑義がある場合又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議の上、リスク分担を決定します。

(リスク分担表)

種 類	内 容	負担者	
		夕張市 (甲)	指定管 理者 (乙)
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少		○
	上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少		○
その他の制度変更	指定管理者制度に直接関係する条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
需要変動	需要変動による収入の減少		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	乙の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
天災等不可抗力の場合	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費（乙が施設の運営の継続を希望する場合）		○
	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費（乙が施設の運営の継続を希望しない場合）	○	
	不可抗力に伴う事業の中断		○
	乙の負担で実施した施設の修繕、改修、改造、増設、増築等にかけた経費		○
施設の損壊等による修繕、事業の中断	乙の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中断等		○
	乙の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中断等		○
	乙の負担で実施した施設の修繕、改修、改造、増設、増築等にかけた経費		○
第三者への賠償	乙の故意又は過失により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合		○
引継費用	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

## 9 指定期間

指定日から平成29年3月31日まで

## 10 申込方法・スケジュール

### (1) 募集要項の配布並びに申込期間

ア 期間：平成21年5月27日（水）から平成21年6月5日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 時間：8時45分から17時45分まで

なお、募集要項は、夕張市のホームページにも掲載しております。

ウ 申込方法：持参または書留郵便による郵送により、担当課に提出してください。

持参する場合は、受付時間内に下記提出先に持参してください。

郵送する場合は、申請期間の終了日の受け付け時間内必着とします。

エ 提出部数：正本1部 副本7部

### (2) 資料の請求や質問の受付

日程を定めての事前説明会は、実施いたしません。掲載されているもの以外の詳細な資料等の請求や質問は、個別に対応いたしますので、電話、郵送、電子メール、FAXにより、お問合せください。

受付期間：平成21年5月27日（水）から平成21年6月5日（金）まで

### (3) 現地確認、実地見聞等について（事前申し込み必要）

平成21年5月28日（木）13：00～（駐車場集合）

### (4) 募集要項の配布場所・連絡先・問い合わせ先・申込書類の提出先

〒068-0492 夕張市本町4丁目2番地

夕張市地域再生推進室 地域再生グループ（夕張市役所3階）

Tel 0123-52-3128 Fax 0123-52-5302

電子メールアドレス：[ybrsyo@city.yubari.lg.jp](mailto:ybrsyo@city.yubari.lg.jp)

## 11 指定管理者候補者の選定及び指定

### (1) 選定方法

夕張市が設置する夕張市指定管理者選定委員会において、申込資格を有する申込者のうちから、選定基準に照らして最も適当と認める団体を指定管理者候補者として選定します。

なお、審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

### (2) 選定結果のお知らせ

選定の結果については、平成21年6月下旬までに申込者全員に文書で通知します。また、平成21年7月中旬までに夕張市のホームページに選定結果の概要を掲載し、公表します。

なお、選定結果については、行政不服審査法に基づく異議申立て又は行政事件訴訟法に基づく訴えの提起をすることができません。

### (3) 指定管理者の指定

指定管理者候補者として選定された団体は、選定委員会後の直近に開催される夕張市議会の議決を経て指定管理者として指定される予定です。ただし、議決を経るまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者としての資格を取り消すことがあります。

また、指定管理者の指定を受けられないことにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

(4) 指定の取消し等

指定管理者が夕張市の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この場合、夕張市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

## 12 協定の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の指定を行う際には、管理に関する細目的事項等を定めるため、夕張市との間で協定を締結することになります。

(2) 協定で定める事項

- ア 管理業務の計画書に記載された事項
- イ 利用料金に関する事項
- ウ 管理費用に関する事項
- エ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- オ 事業報告に関する事項
- カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- キ 管理業務の第三者への委託に関する事項
- ク 施設内での事故発生時の対応、夕張市への報告等に関する事項
- ケ 指定管理者が夕張市に損害を与えた場合の賠償に関する事項
- コ 指定管理者が施設・備付物件を使用する場合の取扱いに関する事項
- サ 管理業務を行うに当たって作成する帳簿等の保管・整備等に関する事項
- シ 情報公開に関する事項
- ス 夕張市行政手続条例の適用に関する事項
- セ リスク分担に関する事項
- ソ 管理業務上知り得た個人情報以外の秘密の保持に関する事項
- タ 管理業務に伴う施設の修繕費の負担に関する事項
- チ 管理業務を行うに当たって購入する物品の所有権の帰属等に関する事項
- ツ 地方自治法第238条の4第4項の規定に基づく目的外使用許可の取扱いに関する事項
- テ 指定期間満了等に伴う引継義務に関する事項
- ト 協定の改定に関する事項
- ナ その他夕張市が必要と認める事項

## 13 情報の取り扱いについて

- (1) 指定管理者に応募しようとする者は、夕張市から開示された情報を本来の目的以外のために使用してはならない。
- (2) 指定管理者に応募しようとする者は、夕張市から開示された情報を機密として保持し、本来の目的のため開示の必要がある者以外の第三者に開示、漏洩、公表してはならない。
- (3) 各施設の詳細な資料については、機密保持の契約を締結後、交付します。

## 14 参考資料

- (1) 夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例  
(平成17年条例第19号)
- (2) 夕張市個人情報保護条例 (平成14年条例第9号)
- (3) 夕張市情報公開条例 (平成11年条例第7号)
- (4) 夕張市行政手続条例 (平成9年条例第35号)

## 15 その他

- (1) 申込みの撤回・申込書類の修正はできません(軽微な修正を除く。)
- (2) 申込書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (3) 申込者が本件の応募に関し、夕張市観光施設指定管理者選定委員会の委員その他本件選定手続の関係職員に対して個人的に接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格とする場合があります。
- (4) 夕張市が指定管理者の選定に当たり必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- (5) 申込書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。
- (6) 申込書類の著作権は申込者に帰属しますが、夕張市が指定管理者の選定の公表等に必要な場合には、夕張市は申込書類の著作権を無償で使用できることとします。
- (7) 申込書類は、夕張市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- (8) 申込後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出してください。
- (9) 申込みに係る経費は、すべて申込者の負担とします。

## 施設の概要

施設名	郷愁の丘ミュージアム・生活歴史館	所在地	社光11番地 Tel. 52-0451
事業期間	平成13年1月着工～7月竣工	事業主体	夕張市 (指定管理：公募中)
面積		用地	
目的・効果	夕張は「炭都」と称され、最盛期には大・小24山の炭鉱（ヤマ）があり約12万人の人々が暮らし、明治・大正・昭和と炭鉱で日本経済を支えてきた時代がありました。その古き良き時代に想いを寄せ、むかしを偲ぶことを目的とする施設として建設した。		
経緯	この夕張炭鉱地区には、最盛期に25,000人の炭鉱従業員とその家族の生活がありましたが、平成11年度に末広地区の改良住宅建設及び平成13年度の本町地区の改良住宅建設に伴い全戸が移転し、本地区に炭鉱住宅は皆無となったものであります。 このため、本地区に古き良き時代に思いを馳せ「郷愁の丘ミュージアム」と名づけた、むかしを偲ぶ施設を計画し、その第一期工事として平成13年度に郷愁の丘ミュージアム「生活歴史館（郷愁・むかしを訪ねて）」を建設したものであります。 平成18年11月(株)石炭の歴史村観光が破産し、平成19年4月から指定管理者制度により、夕張リゾート(株)が運営していたが、平成21年5月に指定管理返上。		
施設概要	○展示場～鉄骨平屋建 432.86㎡ 時計(50点)、仮面・埴輪・石器(500点)、カメラ・電話・蓄音機(50点)、化石・鉱石・貝(300点)、鉄道・運搬関係(50点)、調度品(300点)、武具・甲冑(50点)、壺・道具類(200点)、剥製・標本(500点)、衣装(100点)、おもちゃ(2,000点)、アイヌ資料(50点)、古銭(25,000点)、農具・林業具・馬具(300点) ○消防館～鉄骨平屋建 57.25㎡ 消防関係(200点) ○渡り廊下～鉄骨平屋建 20.47㎡ ○消防館別館～鉄骨造 67.50㎡		
事業費内訳	○平成13年度～263,340千円		
施設入込数	①平成13年度 4,443人 ⑦平成19年度 34,699人 ②平成14年度 5,542人 ⑧平成20年度 2,403人 ③平成15年度 25,618人 ④平成16年度 18,403人 ⑤平成17年度 15,452人 ⑥平成18年度 11,553人		
その他			

## 施設の概要

施設名	郷愁の丘ミュージアム・センターハウス	所在地	社光11番地 TEL. 52-0451
事業期間	平成14年5月着工～ 平成15年1月竣工	事業主体	夕張市 (指定管理：公募中)
面積		用地	
目的・効果	郷愁の丘は、先人たちの文化遺産を伝えるだけでなく、今を生きる人々に元気印の源を見せるとともに、日本の原風景を感じてもらい、新たな活力を生み出す丘として機能することを目的とする。		
経緯	<p>この夕張炭鉱地区には、最盛期に25,000人の炭鉱従業員とその家族の生活がありましたが、平成13年度にこの地区から全戸が移転し、本地区に炭鉱住宅は皆無となったものであります。</p> <p>このため、本地区に古き良き時代に思いを馳せ「郷愁の丘ミュージアム」の施設である「生活歴史館」「シネマのバラード」を建設し、その施設の中で人々が集い、他施設へのアクセス、または時代を越えた出逢いを生む空間として設けた。</p> <p>平成18年11月(株)石炭の歴史村観光が破産し、平成19年4月から指定管理者制度により、夕張リゾート(株)が運営していたが、平成21年5月に指定管理返上。</p>		
施設概要	<p>○構造～鉄骨平屋建 538.16㎡</p> <p>○面積～球形ホール 106.27㎡</p> <p>多目的研修室 165.16㎡</p> <p>エントランスホール 54.36㎡</p> <p>ホワイエ 107.13㎡</p> <p>事務室・その他 105.24㎡</p>		
事業費内訳	○329,933千円		
施設入込数	<p>①平成14年度 3,523人</p> <p>②平成15年度 19,249人</p> <p>③平成16年度 23,766人</p> <p>④平成17年度 27,225人</p> <p>⑤平成18年度 23,770人</p> <p>⑥平成19年度 34,699人</p>		
その他			

## 施設の概要

施設名	郷愁の丘ミュージアム シネマのバラード（商業複合施設）	所在地	社光10番地2 Tel. 52-0451
事業期間	平成14年6月着工～ 平成15年1月竣工	事業主体	夕張市 (指定管理：公募中)
面積	5,000㎡	用地	
目的・効果	映画と商業を結びつける施設として、郷愁の丘ミュージアムに映画の変遷を後世に伝えるポスター、スチール等の展示及び映画関連グッズを販売する商業複合施設（シネマのバラード）を整備し、映画祭のまちとして相応しい環境整備をして、通年での集客を図り中心市街地の活性化に寄与する。		
経緯	<p>この夕張炭鉱地区には、最盛期に25,000人の炭鉱従業員とその家族の生活がありました。平成13年度にこの地区から全戸が移転し、本地区に炭鉱住宅は皆無となったものであります。</p> <p>このため、本地区に古き良き時代に思いを馳せ「郷愁の丘ミュージアム」と名づけた、昔を偲ぶ施設を計画し、第二期工事として「郷愁の丘ミュージアム・シネマのバラード（商業複合施設）」を建設したものであります。</p> <p>平成18年11月(株)石炭の歴史村観光が破産し、平成19年4月から指定管理者制度により、夕張リゾート(株)が運営していたが、平成21年5月に指定管理返上。</p>		
施設概要	<p>○構造～鉄骨造平屋建 1,416.08㎡</p> <p>○面積～展示ゾーン 779.70㎡</p> <p>物販ゾーン 502.66㎡</p> <p>その他 133.71㎡</p>		
事業費内訳	○655,063千円		
施設入込数	<p>①平成14年度 9,134人 ⑦平成20年度 2,792人</p> <p>②平成15年度 32,723人</p> <p>③平成16年度 22,981人</p> <p>④平成17年度 18,721人</p> <p>⑤平成18年度 14,415人</p> <p>⑥平成19年度 34,699人</p>		
その他			

指定申請書

平成 年 月 日

夕張市長 藤 倉 肇 様

法人・団体名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 代 表 者 名 \_\_\_\_\_ 印

夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 施設の名称及び所在地

施設の名称	郷愁の丘（シネマのバラード、生活歴史館、センターハウス）
施設の所在地	夕張市社光 1 1 番地

2. 提出書類

- (1) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人の場合)
- (2) 代表者の身分証明書、団体の会則及び構成員名簿(法人以外の団体の場合)
- (3) 申請資格に関する申立書(様式第 2 号)
- (4) 夕張市税の納税証明書(指名願用で、募集要項の配布開始日以降に交付されたもの)又は夕張市税の納税義務がない旨を記載した申立書(様式第 2 号)
- (5) 消費税及び地方消費税の納税証明書(募集要項の配布開始日以降に交付されたもの)又は消費税及び地方消費税の納税義務がない旨を記載した申立書(様式第 2 号)
- (6) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (7) 管理に係る収支計画書
- (8) 当該団体の前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類
- (9) 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- (10) 団体の収支予算書又はこれらに相当する書類
- (11) 団体の事業報告書又はこれらに相当する書類
- (12) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (13) その他

※ 提出書類にレ点を記入すること。

3. 担当者連絡先

(メールアドレス: _____)
------------------

申立書

平成 年 月 日

夕張市長 藤 倉 肇 様

法人・団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_ 印

夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、郷愁の丘施設（シネマのバラード、生活歴史館、センターハウス）の指定管理者の募集に係る申請書類について、同条例施行規則第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり申し立てます。

記

1 次の事項のいずれにも該当しません。

- 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。)第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定管理者の取消しを受けたことがあるもの
- 指定管理者の指定を委託とみなし、自治法第 92 条の 2、第 142 条(同条を準用する場合を含む。)又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に該当するもの

2 次の事項に該当します。

- 夕張市税の納税義務がない。
- 消費税及び地方消費税の納税義務がない。

※ 該当する項目にレ点を記入すること。

3 次の書類については提出できないので、その理由を付して申し立てます。